

前橋市新最終処分場整備事業
生活環境影響調査業務

仕 様 書

令和8年5月

前 橋 市

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、前橋市（以下、「本市」という）が計画する一般廃棄物最終処分場の整備に伴い、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、事前に調査を行い影響の予測及び分析を行うことを目的とする。

2 業務名

前橋市新最終処分場整備事業 生活環境影響調査業務

3 業務対象住所

前橋市小坂子町地内

4 対象施設及び規模

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 施設種類 | 一般廃棄物最終処分場 |
| (2) 総埋立容量 | 約211,000m ³ |
| (3) 埋立面積 | 約3ha |

5 履行期間

令和8年7月1日から令和10年3月20日まで（債務負担行為）

6 業務内容

本業務については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に準拠した調査とし、内容及び範囲については、「第2章 特記仕様書」による。

7 適用範囲

本業務は、本仕様書に従って行わなければならない。特別な仕様については、本市と協議して定めるものとする。但し、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は本業務に含むものとする。

8 疑義

本業務の仕様書記載事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、すみやかに本市と協議し、業務に支障のないよう努めなければならない。

9 業務内容の変更

本市が必要であると認めた場合には、本市と受託者による協議により決定する。

10 手続書類の提出

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手
 - ア 業務工程表
 - イ 主任技術者等届
 - ウ 契約金額内訳明細書
 - エ 業務実施計画書

- (2) 業務の完了
 - ア 業務（一部）完了報告書
 - イ 業務完了引渡書

1.1 機密の保持

受託者は本業務の遂行上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.2 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」同「施行令」同「施行規則」
- (2) 「環境基本法」同「施行令」同「施行規則」
- (3) 「循環型社会形成推進基本法」
- (4) 「水質汚濁防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (5) 「大気汚染防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (6) 「騒音規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (7) 「振動規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (8) 「悪臭防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (9) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」
- (10) その他関係諸法令、通達、通知等

1.3 配置技術者等

主任技術者等をもって秩序正しい業務を行い、高度の技術を要する業務については相当の経歴を有する技術者を配置するものとする。配置する技術者は、直接の雇用関係（令和8年5月25日時点で3か月以上の雇用関係）にあるものを配置すること。

(1) 主任技術者

主任技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門：①廃棄物管理②廃棄物・資源循環③廃棄物管理計画又は廃棄物処理、建設部門：建設環境、環境部門：環境影響評価のいずれか又は総合技術監理部門：衛生工学—①廃棄物管理②廃棄物・資源循環③廃棄物管理計画又は廃棄物処理、建設—建設環境、環境—環境影響評価のいずれか）の資格保有者で、かつ、国又は地方公共団体等発注の最終処分場*に係る生活環境影響調査について、完了実績を有する者を配置すること。

(2) 担当技術者

担当技術者は、国又は地方公共団体等発注の最終処分場*に係る生活環境影響調査について、適

切に実施できる知見と完了実績を有する者を配置すること。

※国又は地方公共団体等：公共関与団体、廃棄物処理センターを含む

※最終処分場：一般廃棄物・産業廃棄物ともに可、オープン、クローズ型ともに可

14 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要な時又は協議を求められた時は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

15 打合せ議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を本市に提出し、承認を受けなければならない。

16 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料を有している場合には受託者に貸与する。受託者は、貸与を受けた場合には貸与を受けた資料のリストを提出するとともに、本市が指定する期日までに資料を返却しなければならない。

17 土地への立入り等

受託者は、業務を実施するため公有地または私有地に立入る場合は、本市と協議し、承諾を得なければならない。

18 検査及び引渡し

受託者は業務完了後、速やかに業務完了報告書を本市に提出し、本市の検査を受けなければならない。受託者は業務検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、本市の承認をもって業務の完了とする。

なお、納品後に成果品に不備または不都合な点が発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

19 成果品

本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

(1) 生活環境影響調査書	A4版（くるみ製本）	20部
(2) 同 概要版	A4版	20部
(3) 同 パンフレット	A4版	200部
(4) 打合せ議事録	A4版	1式
(5) 成果品の電子データ	CD-R	1式

20 部分払

有（令和8年度に1回）

第2章 特記仕様書

1 計画立案

本仕様書に基づいて、業務計画書を作成する。

生活環境影響調査項目は、表①のとおりとする。

表① 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		施設からの浸透水の流出、または浸出水処理施設からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両等の走行
	生活環境影響調査項目							
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化窒素 (NO ₂)						○
		浮遊粒子状物質 (SPM)						○
	騒音	騒音レベル			○	○		○
	振動	振動レベル			○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数					○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○					
		化学的酸素要求量 (COD)	—					
		全りん、全窒素 (T-P、T-N)	—					
		ダイオキシン類	○					
		浮遊物質 (SS)	○					
		その他項目	○					
	地下水	地下水の流れ		○				

注) ○：生活環境影響調査を実施する項目、—：生活環境影響調査を実施しない項目

2 現況調査

生活環境影響調査項目に関して、現況把握を行う。

現況把握は現地調査及び既存資料調査により行うこととする。調査の内容は表1～表6のとおりする。

※「一」印は調査を実施しない。

表1 大気質および気象の調査方法および調査期間等

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
環境 大気	粉じん	ハイボリウムエアースンプラーによる	1季 24時間連続測定×7日間	周辺の民家2地点
	降下ばいじん	ダストジャーによる補修方法	1季 1ヶ月間	周辺の民家2地点
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)による	1季 24時間連続測定×7日間	周辺の民家2地点
道路 周辺 大気	二酸化窒素	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)による	1季 24時間連続測定×7日間	主な搬入道路 沿道2地点
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)による	1季 24時間連続測定×7日間	主な搬入道路 沿道2地点
地上 気象	風向・風速 気温、湿度	地上気象観測指針(平成14年3月気象庁)による	1季 7日間連続測定	周辺の民家2地点

表2 騒音の調査方法および調査期間等

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
環境 騒音	騒音レベル(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)等に準じる方法	1季 平日、16時間連続測定	周辺の民家2地点
工場 騒音	騒音レベル(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚・農・通・運告1号)等に準じる方法	1季 平日、16時間連続測定	計画地敷地境界 2地点
道路 交通 騒音	騒音レベル(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)等に準ずる方法	1季 平日、16時間連続測定	主な搬入道路 沿道2地点
	交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に通過台数を計測	1季 平日、16時間連続測定	
道路 構造	道路幅等	道路断面の道幅等を計測	道路交通騒音測定時に実施	主な搬入道路 沿道2地点

表3 振動の調査方法および調査期間等

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
環境振動	振動レベル（時間率振動レベル）	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」等に準ずる方法	1季 平日、16時間連続測定	周辺の民家2地点
工場振動	振動レベル（時間率振動レベル）	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）等に準ずる方法	1季 平日、16時間連続測定	計画地敷地境界 2地点
道路交通振動	振動レベル（時間率振動レベル）	「振動規制法施行規則」（昭和51年総令58号）等に準ずる方法	1季 平日、16時間連続測定	主な搬入道路 沿道2地点
	地盤卓越振動数	「道路環境整備マニュアル」（財団法人日本道路協会、平成元年）に準じる方法	1季	主な搬入道路 沿道2地点

表4 悪臭の調査方法および調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環告63号）に準ずる方法	1季	計画地2地点（風上、風下） 周辺の民家2地点
特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月30日、環境庁告示第9号）に定める方法	1季	計画地2地点（風上、風下） 周辺の民家2地点

表5 水質の調査方法および調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法	2季/年	河川上流、下流 2地点
水質汚濁に係る環境基準項目（健康項目）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法		
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法		
流量	JIS K 0094に準じる方法		

表 6 地下水の調査方法および調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
地質状況	既存の地質調査結果等による	1回	計画地周辺地域
周辺井戸の分布	資料調査、現地踏査、聞き取り調査等による	1回	計画地周辺地域
地下水位	既存の地下水位調査結果による	—	計画地周辺地域
pH、電気伝導率、塩化物イオン、水温、色度、臭気、透視度	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定める方法	2季/年	計画地上流、下流 2地点
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法	1季	計画地上流、下流 2地点
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法	1季	計画地上流、下流 2地点

調査に用いる井戸については、発注者が指示するものとし、本業務に観測井戸の設置等は含まれないものとする。

3 生活環境影響調査書の作成

(1) 事業内容の把握

本市が提供する計画等に基づいて事業の概要をとりまとめる。

(2) 影響の予測、分析

生活環境影響調査項目に関して、本仕様書に基づいて、予測及び影響の分析を行う。

予測の手法は、表7～表12のとおりとする。

表 7 大気質の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
埋立作業	粉じん	現地調査結果(粉じん、富裕粒子状物質)及び既存資料等を基に定性的に予測	施設が定常的に稼働する時期	周辺の民家 2地点
廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算式等適切な手法により予測	施設が定常的に稼働する時期	主な搬入道路 沿道2地点

表 8 騒音の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
施設の稼働及び埋立作業	工場騒音	音の伝搬理論に基づく予測式により予測	施設が定常的に稼働する時期	計画地及び境界から概ね200mの範囲
廃棄物運搬車両の走行	道路交通騒音	音の伝搬理論に基づく予測式により予測	施設が定常的に稼働する時期	道路交通騒音の現地調査地点(搬入ルート沿いの2地点)

表 9 振動の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
施設の稼働及び埋立作業	振動	振動の距離減衰式により予測	施設が定常的に稼働する時期	敷地境界2地点 周辺の民家2地点
廃棄物運搬車両の走行	道路交通振動	建設省土木研究所提案式等により予測	施設が定常的に稼働する時期	道路交通騒音の現地調査地点(搬入ルート沿いの2地点)

表 10 悪臭の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
施設からの悪臭の発生	特定悪臭物質、臭気指数	事業計画の悪臭防止対策を基に、定性的に予測	施設が定常的に稼働する時期	計画地敷地境界及び周辺の民家2地点

表 11 水質の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
施設からの放流水	生物化学的酸素要求量(BOD) ダイオキシン類 浮遊物質 その他項目	事業計画の浸出水処理計画を基に、定量的または定性的に予測	施設が定常的に稼働する時期	放流先の河川

表 12 地下水の予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地点
最終処分場の存在	地下水の流れ	現地調査結果及び事業計画を基に定性的に予測	施設が定常的に稼働する時期	計画地周辺地域の井戸

4 説明会の支援

本市が開催する住民説明会について、説明資料の作成、出席、説明の補助、議事録の作成等の支援を行う。説明会は1回行うことを想定している。

以上